

<p>議長</p>	<p>本日の総会は、議長が遅れる為、議長代行を務めさせていただきますので、ご協力を宜しくお願い致します。</p> <p>定刻になりましたので、只今より令和2年第3回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>コロナウイルスの流行で、生活に不都合が生じています。感染に十分に気を付けて、体調管理をお願いします。</p> <p>本日もお忙しいところ、お集まりいただき有難うございます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日は、欠席者はありません。1名の欠員により 16名中15名の出席であります。よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。1番植草守委員、2番江口明美委員の両名を指名いたしますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>本日の議案の上程件数は8件、報告案件が2件、それと「その他の事項」があります。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。議案第1号、令和2年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について、事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。おはようございます。それでは議案第1号について、読み上げさせていただきます。</p> <p>議案第1号、令和2年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第1号（案）の提出があったので意見を求める。令和2年3月5日提出。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●●m<sup>2</sup></li> <li>2 権利の内容 使用貸借権設定（3年間）</li> <li>3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●●●番●号 ●●●●。譲渡人 習志野市●●●●●丁目●●番●●号 ●● ●●。</li> </ol> <p>以上でございます。</p> <p>次のページ、参考資料ですけれども、こちらについては議案とさほど変わらないので、3番「利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細」について説明させていただきますと、借受人は新規就農を希望し、青年等就農計画</p>

	<p>の認定を受け、新規に当該地を借り受けて耕作を始めようとするものです。3年間の使用貸借権設定となります。なお、申請地は相続登記未了。お父さんの●●さんが、つい先日亡くなられたということでございますが、相続人全員から同意が出されております。貸付の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。</p> <p>それから「5 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等」ですが、右側の譲渡人ですけれども、所有地が3,886㎡あります。そして今回貸し出す農地が2,684㎡、残りが1,202㎡。これが「実経営面積」となっておりますけれども、この土地は●●●●さんに利用集積で貸している土地だと思えます。ですので②に貸付済地とあります方に移行されて、実経営面積自体はゼロになるのかな、と思われま。あと農機具等については、農政係の方にご確認ください。以上でございます。よろしくお願いいたします。以上で議案第1号の朗読並びに説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。新規就農者に係る案件でございますので、説明員として産業振興課農政係に来てもらっています。事務局は案内して下さい。案内している間、暫時休憩とします。</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開します。農政係の方に来ていただきましたので、新規就農者の農用地利用集積計画及び、新規就農者の経歴や今後の計画等について、説明をお願いします。</p>
産業振興課長	<p>産業振興課の奥井と申します。よろしくお願いいたします。詳細につきましては、担当の伊藤からご説明いたします。</p>
伊藤副主査	<p>はい。青年等就農計画制度について概要をまず申し上げます。こちらの計画制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画、これを認定することで、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとする制度であります。</p> <p>この度、認定新規就農者の申し出ということで、今回の利用権設定の借り手であります●●●●さんから申請が出されました。これに基づいて関係機関で検討会を行った中で、令和2年3月4日、昨日ですが、認定の手続きを行っております。</p> <p>次に、今回の利用権設定の要件としましては、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、また耕作に必要な農作業に常時従事していると認められること、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等と、習志野市の基本構想で示されております。この認定新規</p>

	<p>就農者に認定されることで、認定農業者と同様に利用権設定の要件を充たすと考えられますので、手続きを進めているものです。</p> <p>ご説明は以上になります。</p>
議 長	<p>はい、ご説明有難うございました。ただいま、産業振興課より説明がありましたが、質問のある方は挙手願います。</p>
植草委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>植草委員。</p>
植草委員	<p>ちょっと聞きたいことがあるのですが、この方は、農機具は持っているのですか？</p>
伊藤副主査	<p>農機具については、ご本人が自己資金で調達する予定でございます。</p>
植草委員	<p>そうですか。それでこの土地を、何人ぐらいでやるのか、そういう細かい所までわかっているのでしょうか。</p>
伊藤副主査	<p>計画につきましてはご本人から、雇用の予定であるとうかがっておりまして、臨時雇用として1名ですか…。</p>
植草委員	<p>何人ぐらいでなさるんですか。</p>
伊藤副主査	<p>ご本人と臨時雇用者1名の2人という計画になっています。</p>
議 長	<p>その他、ありませんか。三代川彦博委員。</p>
三代川彦博 委員	<p>今回、新規の就農ということで、ちょっとわからないことがたくさんあったので、くだらない質問になってしまうかもしれませんが。私も始めたときは「新規就農」と言われたのですけれども、今回説明を受けたところ習志野市では初めて、この適用を受けたということを聞いたのですが、その適用を受ける際、いま本当に後継者がいない中で手を挙げてくれたということには本当に、心からありがたいと思うのですが、いま、トラクターなど揃えるのはこれからという話の中で、青年等就農計画の認定に当たって、青年というと45歳、あるいは次の規定では65歳未満であればということですか。だいたい基準として3年という数字が出てくると思うのですが、3年間、実際に認定をされるに当たっての基準はどうなっているのか。また「関係機関」ということでしたが、それ</p>

<p>伊藤副主査</p>	<p>はどのような所なのか。また、どのようなことでその基準をクリアして昨日ですか、認定されたのか。また、今日の議案に上程される中で、やっぱり4月1日からやりたいということで、急に上がってきた観が否めないのですが、そのあたりも説明して欲しいなと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>まず、この認定新規就農者制度の認定を受けるための要件としましては、申請された計画が市の基本構想に照らして適切であること。また、その達成見込みがあること、とされております。習志野市の基本構想では、新規就農者の労働時間と農業所得に関する数値目標を定めておりました、労働時間については年間1,800から2,000時間程度、農業所得に関しましては250万円程度を目標と定めております。今回こちらの方から提出された計画書につきましては、平成30年度から農業大学校に在籍しており、栽培や販売の実践研修を行っていること、また販売した中で安定収益のあった野菜類と長ねぎを中心に、収益性の確保を計画していることから、目標値の達成が見込まれるものと考えております。</p> <p>こちらの認定の手続きとしましては、関係機関としては、習志野市産業振興課、習志野市農業委員会事務局、千葉農業事務所改良普及課、千葉みらい農業協同組合習志野支店、こちらの4者が関係の委員となっております、こちらの委員の方々に意見照会を行う中で、認定に適切であると回答書をいただいているところです。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>ありがとうございます。関係機関と協議したということですが、ざっくりばらんに、どのような内容が話し合われたのか。お聞かせ下さい。</p>
<p>産業振興課長</p>	<p>では、私の方から説明させていただきます。ただいま三代川委員から「いささか急な観は否めない」というご指摘もいただきました。これにつきましては、やはり私どもの方が地権者さん、それから新規就農される方、いろいろお話、それから計画などを見させていただく中で、本来であれば、いま伊藤が申し上げた4者で認定の審査会を開いた上で、そこで決定するというのが本来でございますが、今回につきましては少しでも早く始めたいというご本人様の意向等ありまして、私どもの方で各機関に、個別に意見照会をさせていただきまして、それを、書面をもって私どもの方にいただくという手法を採らせていただきました。その結果、JAさん、それから千葉農業事務所につきましては「特に意見なし」というご意見をいただいたところでございます。農業委員会事務局さんにつきましては、本来であれば審査会を開くべきではないのかというご意見、そして審査会を開くに当っては、農業委員会としては農業委員さん個々のご意見を事前に踏まえた上で会議に臨むということで、そのようなご意見をい</p>

	<p>ただいたところではありますが、これについては私どもの方で、事務作業の中で、ちょっと、ご本人様の少しでも早く始めたいという意向の方もありますので会議は開かずに、意見照会をもって今回の認定をさせていただきたいという形で、やらせていただきました。そのような形で、審査会のあり方については今後の検討課題ということで、考えさせていただく中で、今回の案件につきましては、特段認定計画そのものにつきましては意見がないという内容でしたので、それならば、ということで農業委員会事務局さんの方にお話をさせていただいて、今回上程させていただいたという経過でございます。</p> <p>今後、認定に当りましては、やはり私ども、事務軽減とスピード感ばかりで進めてしまったことは否めませんので、これについては私の方からお詫び申し上げますけれども、いずれにしましても今回の案件につきましては、関係機関の方から特段この案件については、意見はないという回答をいただいておりますので、このことをもって説明をさせていただいたという状況でございます。以上でございます。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>ありがとうございます。ただ、今のお答えですと、実際には審査はしていないということ、審査会は開いていないということで、まあご意見があればということで照会したけれども特段の意見はなかったということなんですけれども、ただ今回、初の新規就農認定であるということで、そこら辺でやはり、何が問題かということで、審査会が実際に開かれることによって問題提起が出て来るのではないかと思います。議案の内容を見ても今までにないような形というか、利用集積というのは我々の今までの認識だと認定農業者を最優先ということで、利用集積を利用できるということだと思いますが、とにかく我々農家の中では、あの人はちゃんとやってるよねという人の中でも認定農業者の資格を取っていない方、それはそれぞれ理由があるでしょうけれども、そういう人たちには出来ないことですよね、利用集積は。それであるのに、申し訳ないけれどもまだ実績がないような人が利用集積が出来るということは、これはやはり、もう少し審査というか、要は大丈夫なのかなということなのです。ちょっと不安に思う点があります。まあ、ヤミ耕作を奨めることは出来ませんけれども、ちょっと現場で実際やってみるとか、何か方法があったのではないかなとも思えるわけですね。</p> <p>この後のこととしては、この後、この方から利用集積の申請があればすぐに認めるという考えなのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
<p>産業振興課長</p>	<p>すみません。ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、今後の認定計画につきましてはこういったご意見、確かに農業委員会事務局からも今</p>

	<p>回の事務処理についてはかなり苦言に近いものをいただいておりますので、これについては私ども、真摯に受け止めさせていただいて、今後については慎重な取り扱いの方をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それから、一応ちょっと、答えになるかどうかわかりませんが、今回の認定に際しては、認定新規就農者のフォローアップという形で、計画がどこまで達成されたのかということで、それから経営状況の自己チェック、それを行っていただいて市の方へ提出していただきます。そして習志野市といたしまして、そうしたチェックの結果を見まして、必要に応じて千葉県ですとか農協さん、あるいは農業委員会と連携しまして認定新規就農者の経営状況の把握、指導・助言なんかを行っていくという考えでおります。また指導・助言等にもかかわらずその辺が、計画にしたがった必要な措置が講じられていないということでしたら、そういう状況が続いて改善が見込まれないということであれば認定取り消しというようなことになると思えます。その場合に至りましたらまた、関係機関の皆さんの意見の聴取をした上で措置をすることになりますが、いずれにいたしましても今回は、ちょっと事務作業は軽く考えたところがあったのではないかとこの点につきましては真摯に受け止めさせていただきまして、以後はこういったこと、まあスピード感ということ、それから事務処理の簡素化ということだけではなく、農業委員会さん、JAさん、千葉農業事務所さん、よく話をうかがった上で進めさせていただきたいと思えます。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>もう一点。新規就農者でもこういった形で、認定農業者に近いものを認めるということになりますと、農地の売買、買い付けが発生するののか。発生するというか、可能なのか、可能ではないのか、ということをもうちちょっとお伺いしたいのですけれども。</p>
<p>伊藤副主査</p>	<p>はい。賃貸については期間を定めて、その期間が適正かどうかも含めて判断していくことになるのですが、売買につきましては所有権が移転することによって、条件を絞ることで、それに伴った審査が必要になるということです。制度上、禁止されているものではないので、売買が適切かどうかというところを確認することになります。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>そうすると今回は、2,600㎡ですか。我々の基準ですと農家さんは30アールが必要と言っているのですが、この方が仮に買うとすると、やはりその基準が当てはまるのですか。資料を見ると、こういう面積要件の面でも優遇のように取れる記述があるのですが。その辺をちょっと確認したいと思えます。</p>
<p>伊藤副主査</p>	<p>面積要件につきましては、農用地利用集積計画による利用権設定においては</p>

<p>三代川彦博 委員</p>	<p>面積要件は設定されておられません。面積要件というのは、農地法第3条に基づく農地の売買、賃貸の場合に問われるものでして、こちらの農用地利用集積計画で設定を受けるに当たってはこちらの面積要件は問われないということになっております。</p>
<p>産業振興課長</p>	<p>買えるか、買えないか、だけでも結構なんですけど…。</p>
<p>議長</p>	<p>まことに申し訳ありません。ちょっと本日、賃貸という部分での準備をしてまいりまして、大変申し訳ございません。お恥ずかしいのですが、今それに正確なお答えをすることができませんので、それについてはこちらの方で、判例、法令等確認させていただければと思います。申し訳ございません。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>よろしいですか？</p>
<p>議長</p>	<p>やっぱり重要なのは、私もこれ、農業委員として6年目になりますけれども、あまりにもこれ、ちょっとどうなのと思うような案件が非常に多かったのも、疑いじゃないですけども、まだ慣れない人が農地の買い取りも出来て、数年後に「やっぱり出来ませんでした。」、売却します、というのでは、周りも大いに迷惑しますから。そこら辺のことが私はちょっと心配なので、出来ましたらそこら辺のことははっきりと確認した上で、その辺を含めてきちんと整理してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。</p>
<p>三代川和彦 委員</p>	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
<p>伊藤副主査</p>	<p>一つだけ、さっきのことで確認ですけども、農業大学校に平成30年からと言ってましたけれども、実質どのくらいの年数をやったのでしょうか。</p>
<p>伊藤副主査</p>	<p>はい。農業大学校には2年間通学することになっておりまして、令和2年3月末まで通っておられるわけです。</p>
<p>三代川和彦 委員</p>	<p>そうすると、いちおう研究と実技と、3年の実績がないとこの新規就農者になれないということがあると思うのですが、その辺はどういうことになるのでしょうか。</p>
<p>伊藤副主査</p>	<p>65歳未満の方につきましては、商工業等の経営管理や農業関連事業に3年以上従事した者、またこれらと同等の知識、技能を有すると認められる者とさ</p>

	<p>れております。こちらの方については、農業大学校の2年間の経験はありますけれども、その他、海外の法人における社長としての職務経験がありまして、こちらが3年以上の経営管理ということで受理されていると確認しております。農業関連事業だけでなく、商工業等の経営管理であっても経験として認められているものですので、こちらは千葉農業事務所に確認の上で、要件を充たすものと判断しております。</p>
<p>三代川和彦 委員</p>	<p>ということは、農業関連でなくても企業の管理ならばいいということですか。</p>
<p>伊藤副主査</p>	<p>農業関連は農業大学校の2年間で充たしておりますので、海外の現地法人での経営は「商工業等の経営管理」になるということで判断をしております。</p>
<p>三代川和彦 委員</p>	<p>商工業の経営管理なんて、農業とは関係ないような…。ちょっとよくわからんですけれども。はっきり言って、本当にやる気があるのかどうかが見えてこないんですよ。これ変な話、これを利用して、仮登記なり何なりして、農地を売買してしまおうということではないか。商工業というと、そっちの方が心配になってきますよね。先ほど、売買についてはちょっとよくわからないと言っていましたけれども、仮登記っていう手があるので、その辺はちょっと、怖い部分がありますよね。</p>
<p>産業振興課長</p>	<p>確かにそういった観点が私どもの方で欠けていたという部分はあろうかと思えますけれども、繰り返しになりますが先ほどもちょっと申し上げましたけれども、基本的には出された計画がちゃんと進んでいるのかどうか、ということは毎年、毎年、市の方でチェックをさせていただくということですので、それが計画どおりでないという場合には農業委員会様、それにJA様、千葉県、協議をした上で場合によっては認定取り消しということもありますので、基本的には出された計画がきちんとやられているのか、ということで、毎年毎年確認をさせていただくということでご理解をいただければと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、いかがでしょうか。はい。</p>
<p>塩田委員</p>	<p>先ほど、農機具はこれから揃えていくということでしたけれども、この点、もう少し具体的に、どういう計画なのかご説明をお願いします。それからいわゆる作付計画ですね。これについても、ちょっと具体的にご説明をいただきたい</p>

	<p>いと思います。</p>
伊藤副主査	<p>農業経営開始2020年4月ということで計画を進めてきたわけですが、その後、トラクター、管理機、移植機、強力噴霧器、トラック、育苗管理ハウスなどの施設及び機械の購入を計画しております。</p> <p>また作付ですが、まず長ねぎ、秋冬で長ねぎが10アール。茄子が露地で5アール。ほうれん草、これが茄子の後に5アール。ピーマン5アール。レタスを、ピーマンの後に5アール。枝豆5アール、以上で25アールという計画でございます。これで開始年度に向けて取り組むということで計画が出ております。</p>
塩田委員	<p>いくらか状況が見えてきたようですね。ありがとうございます。</p>
議長	<p>その他、ありませんか。</p>
織戸委員	<p>今回、計画について随時チェックするということだったのですけれども、この計画というのは何年間の計画なのでしょうか。</p>
伊藤副主査	<p>はい。5年間になります。</p>
織戸委員	<p>5年ということですがけれども、今回、利用権は3年です。この開きは、どういことなのでしょうか。この2年間の開きは、どうなるのでしょうか。</p>
伊藤副主査	<p>これは貸し手の方と借り手の方が協議していただいて、まずは3年間にするという合意が得られたものです。ただ、いったん3年間ということでお貸しして、営農状況が順調に行けばそのまま継続していく旨、当事者どうしがお話をされているということでしょうか。</p>
織戸委員	<p>あともう一点うかがいますけれども、今回、習志野市で新規就農は初めてと言っていましたが、私も今、青年部をやっているものでうかがっておきたいのですが、今までで新規就農者の相談というのは結構来ていたのでしょうか。</p>
伊藤副主査	<p>新規就農者が初めてという点につきまして、親元での就農という形での事例は多々ございます。整理して申し上げますと、こちらの青年等就農計画による事例についても、親元で後継者の方が就農という事例については、過去に1件ありまして、今回初めてというのは農業を営営されていない、またご家族も農業を営営されていないで就農される方が初めて、ということでございます。</p>

議 長	<p>習志野市で就農したいというご相談は、年に数件、窓口にいらっしゃるケースはございます。それについては、農地の確保であったりそういった部分が可能かどうか、個別の事案をうかがいながら、農業委員会事務局さんとも連携して相談を受けております。</p> <p>それでいいですか。他にいかがでしょう。</p>
伊藤委員	<p>先ほど三代川委員からもありましたけれども、要は技術ですよ。作ることをちゃんと出来るのかどうか。その技術が身に付いた2年間であったかどうかも、多少クエスチョンマークなのかなと思います。他市町村でもですね、現場で農家に行って1年間実習なんですよ。それからなんですよ。だから「3年間」となっているわけなんですよ。それをやらないで、作ります。では、売り先はどこで売ると、ということになる。売り先はどこか、もう決まっているんですか？ 計画があるなら、その辺の計画もあると思うんですけども。</p>
伊藤副主査	<p>こちらの方は2年間の農業大学校の研修と併せて、習志野市において地元の方で実習もさせていただいているとうかがっております。それで販売については、農業大学校の実習の中で、栽培された作物について販売の研修も行っているということと、今後については直売所と市場の併用で販売を計画しているということです。</p>
伊藤委員	<p>具体的には、直売所ってどこですか。</p>
伊藤副主査	<p>それについては、確認しておりません。</p>
伊藤委員	<p>それと250万ですよ。認定農業者は500万ではないですか。認定農業者は500万、新規就農者は250。その差は何ですか。</p>
伊藤副主査	<p>基準上、新規就農者は認定農業者の半分程度という基準が示されておりまして、習志野市におきましても、この目安にのっとって判断しております。</p>
伊藤委員	<p>基準が違うということですね。そういうことですか？</p>
伊藤副主査	<p>はい。認定農業者と新規就農者の基準については、異なっております。</p>
伊藤委員	<p>最後に、産業振興課の方で技術のバックアップというのは何か考えていますか。</p>

伊藤副主査	技術面については、産業振興課で直接というのは難しい部分がありますので、千葉農業事務所の改良普及課の農業専門職、また農業委員会事務局に、また農業協同組合さんと連携する中で進めてまいりたいと考えております。
伊藤委員	<p>要は、他人事ということですね。これは、産業振興課が中心になってやるんですよ。責任持って。</p> <p>あと、私の記憶では、過去にも新規就農者はあったんですよね。平成28年から令和元年に一人、その人は今、やっているんですか？</p>
伊藤副主査	はい。
伊藤委員	どっちの地区ですか？
伊藤副主査	●●●●で営農されております。
伊藤委員	それとあと、もう一つ。「人・農地プラン」には入らないのですか？ そういう考えは？
伊藤副主査	今後については、ご本人の意向等も考えて、確認していくことにはなりますが、すぐに位置づけるということは予定しておりません。
伊藤委員	<p>よその市町村の話ですよ。「人・農地プラン」に入って、5年間お金もらって、その後いなくなっちゃったというのが結構多いんですよ。</p> <p>毎年チェックするという話ですけども、管理だけは十二分にしてくださいよ。年に2、3回ぐらいは農業委員会に報告してもらうぐらいにお願いしたいですね。以上です。</p>
議 長	よろしいですか。はい、渡邊さん。
渡邊委員	<p>仲間が増えるってということはとてもうれしいことなんですけれども、この畑はたまたま、うちの畑から見える畑で、今すごく荒れているんですよね。だから、新規就農の方で本当にできるのかな、という所が心配です。本当にバックアップしていただきたいと思います。2年間大学校に行ったからと言って、出来るのかなっていうのが本当にあるんですよね。私自身も、今、主人がやめてしまったら出来るんだろうかという不安があって、自分に重ね合わせると、2年間でそれが出来るのか、本当に心配なんですよ。本当に、行政のバ</p>

<p>議 長</p>	<p>ックアップは必要だと思います。以上です。</p> <p>今、渡辺さんから畑が荒れているという指摘がありました。私いま、こちらに来るときにですね、現場を見てまいりました。はっきり言って、私だったらやりません。草が、ゴルフ場ぐらいになっています。ですからああいう状態では、機械を入れて上っ面だけ全部、雑草を取り除いても、根が取れない。その点、あの土地を指定なさったのはJAなのか、農政なのか。どういうふうな経過であの土地を斡旋なさったのか。私はその辺を聞きたいんですよ。ちょっと、新規就農者がやれるような土地じゃない。</p>
<p>伊藤副主査</p>	<p>土地のご紹介については、貸し手の方については以前、別の方に利用集積ということで設定していたことがありまして、いったん借り手が見つからなくて新しい借り手を探されていたという場所です。それについては産業振興課だけでなく、農業委員会事務局さんでも把握されていることと思います。実際にご相談があった際には、主に産業振興課の方でご相談を受けておりましたので、こちらでこの土地の貸し手の方のご紹介を行ったという経緯です。</p>
<p>議 長</p>	<p>今のようなお話ですけれども、産業振興課の方でその辺、もう少し、雑草についてどうにかするとか、何かしてあげた方が新規就農支援という意味ではいいのではないかという気がします。</p> <p>その他、質問ありませんでしょうか。はい、田久保さん。</p>
<p>田久保委員</p>	<p>最近、農家の後継者がいなくなっている折から、ここで新規就農されるということは大変喜ばしいのですけれども、ただ、今出たような畑の状態からすると、果たしてこれから出来るのかということですので、単なる2年間の実習では、さて2年ぐらいで果たしてどうなのかな、というのが正直なところですね。むしろ、「農家要件」を取得するためだけの就農者なのではないか。そういう疑いもあるわけですね。農家要件があれば、農地の売り買いが可能になってきますからね。だから、先ほど言われているようなチェックは何回も、きちんとやらなくては困る。何と言いますかね、一種の農地ブローカーのような者に入り込まれてはいけないわけですよ。</p> <p>私も他の市町村にそれなりの土地を持っていて、そちらの市の農政課を通じて貸しているのですが、貸した当時はトラクターで全部きれいにしていましたから、これはやってくれるんだと安心していましたら、それが秋になったら雑草だらけになってしまった。大きな土地の一部だけ、ちょこ、ちょこやっている。家庭菜園程度のものを2、3ヶ所、貸付面積のほんの10分の1以</p>

	<p>下でしょう。あとは耕作放棄地というありさまです。そんな状況になってしまっています。</p> <p>まあ、その町は習志野とは状況が違いますが、こんな例もある。一方、習志野は、本来どこも宅地並みの土地ですから、農家要件を充たして農地を手に入れることが出来たら、資産保有できてしまう。さかんに農地が投機売買される、そういう恐れがあります。そういうことについて、きちっとチェックができるのか。</p> <p>それから、先ほどから何度も、農機具の関係が心配されていますが、これがないと、この方ももう60代ですから。40代、50代ならまだ頑張れるかもしれないませんが、60代となると体力も落ちてきます。2,000㎡、2反というと、結構ありますからね。機械の力を借りないと厳しいでしょう。これを単なる管理機程度のものでやりましようと言っても、難しいのかなと思いますね。トラクターや機械を買うというお話でしたけれども、それだって莫大な費用がかかります。どういう農機具を揃えたのか、その辺りも後々、農業委員会の方に報告をお願いしたいと思いますね。</p>
伊藤副主査	<p>フォローアップの中で、営農状況の確認と共に、こういった農機具の整備状況についても確認して、農業委員会事務局さんと情報共有を図る考えでございます。</p>
田久保委員	<p>とにかく心配なのは、農用地の取得をして転売といったことに道を開くようなことにならないか。それから、私の例ではありませんが、1年やってほたらかされて、かえって耕作放棄地になってしまうようなことがないか。周りの畑にとっても迷惑ですからね。そこを、しっかりお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。その他、ありませんでしょうか。</p>
村山委員	<p>申請が実態と乖離が大きすぎるのではないですか。畑の現状、さきほど話が出ましたけれども、草ぼうぼうでとても出来るような状態ではない、と。それを仮に畑にしたとしても、これ経営として成り立っていかれるのか。管理ができるのか。私は実際に農家やっていますが、相当、草には悩まされます。実際きれいになっているんですけども、草の勢いはものすごいですから。その中で耕作できるのかなあ、と。そこへ持ってきて目標が、耕作目標計画、あるいは年間収入250万、実際経験上、無理です。これは甘いですよ、計画、要件が。どういうことでこれが充たされたのか。ちょっと疑問でしかないのですが。市の基本構想に照らして適切である。達成される見込みが確実である。これ、確実じゃないですよ。どう考えてもおかしい。実績を最優先にしたのです</p>

産業振興課長	<p>か？ そういうふうには聞こえてこないのですが。</p> <p>そこへ持ってきて認定農業者、資格の大きさ、これは後付けになってるじゃないですか。</p> <p>それで、これからのことなんですが、こういう条件を続けて行かれるんですか。</p> <p>すみません。お答えになるかどうかわかりませんが、私ども、既に習志野市の方で決まっているものに則って、今回のように決めさせていただきました。ただ、今、私、こうして1時間弱、農業委員の皆様方から厳しいご意見をいただきまして、やはりちょっと、考えなければいけない所はあるのだろうなあというふうな意識を持ちました。それについては、ちょっと法的な部分、それから今の条件をですね、ちょっと申し訳ございません。今の時点で詳細な部分を確認しておりませんので、この辺については持ち帰らせていただいて、今後どうするのかというのはちょっと考えさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>よろしいですか？</p>
村山委員	<p>お願いしますよ。</p>
議 長	<p>他に質問ありませんでしょうか。ないようでしたら、質問は以上ですね。ありがとうございました。では、産業振興課の方々、御苦勞様でした。退出される間、暫時休憩いたします。</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開します。議案第1号について、質問や意見のある方がいましたら挙手願います。如何でしょうか？ 今までの質疑でずいぶん不安があることがわかってきましたが、一方で、せっかくやろうという方がいる以上、それを大事にしたい、就農してもらいたいという気持ちもございませぬ。ちょっと「痛し痒し」の感もありますが、議案として問われているのは、この土地を貸し付けてよいかという点です。どのように審議したらよろしいか、皆さんのご意見をうかがいたいと思いますが、今日は議決せず次回に延ばす、という方法も考えられますが。</p> <p>中野委員 私のもこの畑の隣なので、草の状況は見ていますけれども、この方、年齢もありますからね。やっときれいな畑になった頃には60代も後半で、身体もだんだんきつくなって、などということではかわいそうです。良かれと思って、かえってかわいそうなことになってもいいけないのですが。</p>

<p>三代川和彦 委員</p>	<p>先ほど三代川彦博委員も言っていましたが、農業をやるという「しぼり」を確実にできるのなら、やらせてみよう、新規就農で。やってもいいのかな、と思うのですが、どんなものでしょうか。ただ、農政の方がどう動くかわからないので、その辺をしっかりともらえば、わざわざやる気がある人をつぶす必要はないと思いますね。</p>
<p>議 長</p>	<p>先ほど、農政の方に説明を求めた際にも考慮するようなお話ではありましたが、そこを皆さんがどういう判断をするか。その辺ですけれども。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>了承とするけれども、もう一度、この方、この状況でいいのかどうか、意思確認をしてもらおうという許可条件を付けることはできますね。</p>
<p>事務局</p>	<p>可能です。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>それでは、そういう条件付きでお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>他になければこれで、議案第1号の採決に入ります。 議案第1号 令和2年度習志野市農用地利用集積計画について、只今、新規就農者の意思を確認して、という提案がございましたので、それを付して許可相当とすることで賛成の方は、挙手願います。 数えますので、そのままお願いします。賛成多数ですね。全員一致というわけにはいきませんでしたけれども、賛成多数を持ちまして議案第1号は、承認されました。 事務局には速やかに、市長に対し承認の旨、回答してもらおうのですけれども、農政に対して農業委員会はこういう考えですよという条件を、しっかり伝えてください。お願いします。</p>
<p>塩田委員</p>	<p>産業振興課が宿題を持って帰りましたが、その点はどうなりましょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それは来月の総会の際に、農政関係の予算の説明がありますので、その時に併せて説明するように伝えておきます。それと、只今の条件の文章化については、事務局にお任せいただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのようにお願いします。</p>

事務局	<p>続きまして、議案第2号「生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて」を議案とします。事務局より、議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい。写真を見ながらお聞きいただきたいと思います。</p> <p>議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて。令和2年2月25日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので審議を求める。</p> <p>申請者 習志野市●●●●丁目●番●●号 ●●●●（●●歳）。  買取り申し出事由の生じた者 習志野市●●●●丁目●番●●号 ●●●●  (申請者との続柄、実母)、生年月日 昭和●●年●月●●日  買取り申し出予定生産緑地 習志野市●●●●丁目●●番●●の一部、登記地目 畑、現況地目 畑、面積●●●●㎡の内●●●●㎡、登記内容 権利者 ●●●●。</p> <p>所有権移転日 平成●●年●●月●●日相続。</p> <p>申し出事由 平成●●年●●月●日に土地所有者であった●●●●氏の死亡により、生前に耕作していた生産緑地を解除し転用を行う等の買取りの申し出を行うものです。なお、この申請地の生産緑地(●●●●㎡)は隣地に住む、故●●●●氏が耕作することで生産緑地の指定を受けておりましたが、●●●●氏が亡くなってからは、地主家族には他に本業があり忙しい中、本人(●●●●氏)が農地の維持管理を行っていました。</p> <p>平成●●年●●月に亡くなり相続予定者である●●●●氏が相続を受けても農地の維持管理は厳しく農地の転用を考えている。</p> <p>生産緑地の解除後は宅地として利用を検討中であることから、生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上の農業の従事者」であることの証明願いの提出ありました。</p> <p>また、法定相続人は3名ですが、姉(●●●●・●●●●)は相続放棄をしている。</p> <p>一部申請の残り分(●●●●㎡)は、隣地の●●●●家の敷地の一部のように見受けられるため、届出の申請を行うように指導済み。</p> <p>農業従事日数 ●●●●、29年度100日、30年度50日。●●●●、29年度150日、30年度100日</p> <p>以上でございます。</p> <p>次のページに公図がありまして、案内図、そして相続説明図、遺産分割協議書、買取申出を行うための委任状等々を添付してございます。</p> <p>先日28日に現地調査を行ないましたけれども、その後すぐ、その日の午後</p>
-----	---

	<p>に、障害者向けグループホーム2棟の開発相談が出ております。内容としては寄宿舍2棟を建てるという内容でしたが、それでは買取申出をやって農家さんが買ったらどうなるのか、という疑問がありますが、既にそういう話があるのであれば、主たる従事者の証明を発行して生産緑地を解除しなくてもグループホームであれば出来ますので、他の方が手を挙げることもなく、出来るはずですので、その辺はちょっと疑問ではあります。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。事務局、朗読と詳細説明をありがとうございました。続きまして現地調査報告を、11番・田久保征夫委員、お願いいたします。</p>
<p>田久保委員</p>	<p>議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、の現地調査の報告をいたします。令和2年2月28日に申請者の●●●●さん、代理人の進藤さん、農業委員の植草委員、三代川彦博、和彦両委員、江口委員、村山委員、織戸委員と私の7名、それと事務局1名の計10名で調査を行なってまいりました。現況ですがきちんとされており、問題ないと思います。土地所有者であった●●●●氏が平成●●年●●月●●日に亡くなり、引き継いだ奥さんの●さんも平成●●年●●月●●日に亡くなって、家督を継がれた方は農業に一切従事したことがなく、家業があり今までのように肥培管理することが困難になったということです。そこで農業委員会に対し、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を求めるものと聞いております。以上で、議案第2号の現地報告とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>田久保委員、ありがとうございました。事務局の説明を受けて、何か質問はありますか。ありませんか。質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第2号 生産緑地に係る 農業の主たる従事者についての証明願について、賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成で、議案第2号は、承認されました。事務局は申請者へ交付してください。</p> <p>次に、議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。こちらも現地調査は二手に分かれましたので、行かれなかった方は写真を見ながらお聞きいただきたいと思います。</p>

	<p>議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について。</p> <p>所在地 習志野市●●●●●●●番●、●●●番●</p> <p>申請者 習志野市●●●●●●●番●●号 ●●●●</p> <p>地積 ●●●番●は●●m<sup>2</sup>。●●●番●は●●●m<sup>2</sup>。合計●●●●m<sup>2</sup></p> <p>所有権取得時期及びその原因 平成●●年●月●●日相続により取得</p> <p>農地でなくなった時期及びその詳細 事情により耕作できなくなったため、とありますが、次の航空写真によっても、かなり古くから農地の形態がなかったことがわかりいただけるだろうと思います。</p> <p>事実を立証する書面及び写真 昭和45年3月8日及び平成10年3月17日撮影の航空写真（京葉測量株式会社）</p> <p>証明を受けようとする理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成●●年●月●●日 父・●●●●氏の死亡により相続で取得。</li> <li>・申請者は体調不良で申請地以外の農地も耕作できず家族に任せている。</li> <li>・申請地については、少しの面積のため長年放置しており篠竹が一面繁茂し農地に復元することもできず、今後の管理は出来ないため隣接所有者に相談したところ買取っても良いとのこと。売買を行うにあつては、地目を変更し農家要件の無い隣接者に所有権を移転しようとするものです。</li> </ul> <p>「地目変更までの手順」については後ほどご覧ください。議案は以上でございます。</p> <p>次のページには公図、そして案内図となっております。それから、隣接者に売って、という点ですが隣接者は●●●●●●●●の●●さんが山林を持っており、買ってほしいよと言ってくれているということです。説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。次に、現地調査報告を4番・飯生良委員、お願いします。</p>
<p>飯生良委員</p>	<p>議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の現地調査報告をいたします。2月28日、会長、実籾地区委員として職務代理、渡辺さん、屋敷地区委員の中野さん、伊藤常務、塩田委員、事務局2名と申請者の●●●●氏、申請の委任を受けている岩本測量から2名、それと私の12名で行ってまいりました。</p> <p>申請地は●●●●の先から田圃に下りて行く道の縁にありまして、●●パークゴルフ場に接しておりますが、昔から手入れなどされた様子もなく、申請地の中に入ることもできない状態で、荒れていて放棄状態でありました。申請者の●●●●さんも、小さい頃から、この辺に土地があることだけは知っていたそうですが、農地であったことや場所もはっきりしないとのことでした。実際</p>

	<p>に岩本測量さんに聞いたところでも、どこがどこかわからないような状態であるとのことで、また申請地の面積は2筆の合計でも●●●●㎡と少なく、ここだけ農地に復元して耕作できる状態にするのは厳しいと感じております。申請者の●●●●さんは現在、体調を崩しており、農地の維持管理が出来る状態ではなく、思案していたところ農家要件のない隣地所有者・●●さんから話があったそうで、一番先に私の所に●●●●●●の●●さんが話を持ってきたものです。これは農業委員会で審議すべきものですから、すぐに事務局の方に行かせまして、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を出すことになった、と聞いておりました。以上で議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の現地調査報告といたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地調査報告 有難うございました。続いて事務局、議案説明の補足をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>先月でしたけれども、東関東の日詰さんがこちらに来て、古くから資材置場になっていた農地の事案を説明されましたが、あちらは非農地証明にすることが難しかった。今回の事案はどう違うのか、ということだけご説明しておこうと思いますが、あちらの資材置場は、昔の住宅地図にも「資材置場」となっていたものの、時期によって状況は変化しており、どんどん、どんどん拡張されて今に至っているような様子が見られました。これは、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明ではできない。だから今から追認でもいいから、資材置場で転用を出せという話をしていたのに、登記地目だけ動かしてしまったという事案でした。今回はご覧のとおり、昭和40年代からずっと、農地でない状態が継続しており動きがない、ということで、これはその当時から農地でなかったということでこれは証明ができる、というものでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>今の事務局の説明を受けて、質問のある方は挙手願います。ありませんか？ 他に意見が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第3号は承認されました。事務局は、千葉県知事に進達して交付手続きを進めて下さい。</p> <p>続いて、議案第4号に入ります。農地法第5条の規定による許可申請について、です。審議に入る前に、申請代理人より、昨4日に申請書の</p>

	<p>補正がありましたので、議案の変更をお願いします。 この点につき、事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>それでは、審議に入ります前にお手元の資料の訂正をお願いいたします。まず、議案名を「農地法第5条の規定による一時転用許可申請について」といたします。「許可申請」の前に「一時転用」と加えてください。また、「2 権利の内容」につきまして、「一時転用を伴う賃借権設定 期間3年」といたします。次に「3 転用目的」は「資材置場」の後に「(一時転用)」と加えてください。また、下の「申請理由」の欄には「本件申請は恒久転用であるが」云々とございますが、今申し上げたように一時転用に補正されましたので、以下の記述にはすぐわなくなった部分がございます。この点は、後ほど議案説明の中で適宜説明しますので、ご了解ください。</p> <p>なにぶん総会直前の補正になりましたので、資料の差し替えが間に合いませんでした。以上のように手でも変更していただいて審議に入ることになります。ご了承をお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですね。それでは審議に入ります。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それではまず、議案を読み上げます。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による一時転用許可申請について。下記のとおり農地法施行規則第48条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。 令和2年3月5日提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●●番 ●●●m<sup>2</sup></li> <li>2 権利の内容 一時転用を伴う賃借権設定 期間3年</li> <li>3 転用目的 資材置場(一時転用)</li> <li>4 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●●● ●株式会社 代表取締役 ●●●● 建設業。譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 持分2分の1 ●● ●● (●●歳)、同所同番同号 持分2分の1 ●● ●● (●●歳)</li> </ol> <p>以上でございます。</p> <p>次に、議案のご説明ですが、申請地に3年間の賃借権を設定し、譲受人に資材置場として使用させようとするものです。なお、譲受人は当初、永続的に資材置場として使用したいという意向でしたが、規模過大と考えられる点があること、従前使っていた資材置場の移転という性格と、新規の資材置場という性格が併存しておりまして新規性もあることから、転用事務指針に照らしまして一時転用の指導をさせていただきまして、申請人においてもその点を了解されて、期間3年の一時転用に補正されたものです。なお、指針の中には3年経過</p>

後にこれを恒久転用に切り替える手続きも規定されておりますので、転用条件がよく遵守していただければ、将来的にはそのように進むことも考えられる事案であります。

申請者はただいまも議案として朗読しましたが、借り受けるのは習志野市●●丁目●番●号 ●●●●●株式会社。法人でございます。業種は建設業。代表取締役は●●●●氏です。貸し手となる地主さんは共有で、習志野市●●丁目●●番●●号、●●●●さん●●歳。この方が持分2分の1。また、同所同番同号、旦那さんの●●●●さん●●歳。この方も持分2分の1という土地でございます。

一時転用許可を受けようとする土地は習志野市●●●●丁目●●●●番、●●●●㎡でございます。14号線の北側、●●調整区域が市街化区域と接する南のへりですので、立地基準は第2種農地と考えられます。

資材置場として砂利を敷き、周囲に金属製の壁を回すだけです。他法令の関係はございません。また申請に至った理由ですが、借受人は袖ヶ浦5丁目に資材置場、188㎡を借用し、習志野市内を中心に建設業を営んでまいりました。ところが、この資材置場が地主の都合により使用できなくなったそうです。借受人は建設業者として、●●の本社、●●の工場、そして主に習志野市内に散在する工事現場という業態を高速道路で結んでいるため、代りの土地をどうしても幕張インター付近に求めなければならない事情であったところ、なかなか代りの土地が見つからなかったそうですが、一方で、年齢的に営農が難しくなっていた今回の地主さんと合意に至り、本件土地を賃借しようということになった、というものです。

ご覧の資料の「なお、借受人は恒久転用を希望している。」とあります部分は、手で消していただきたいと思えます。申請当初は恒久転用許可というお話でしたが、只今申し上げたように、まず期間3年の一時転用とし、その後に恒久転用に切り替える申請を考えたいというご意思になりましたので、申請書を補正されたものです。

資材置場であるため、上下水道やガスは必要ありません。また、周辺農地への被害防除、特に雨水排水については、境界に新設する万能堀の手前に20cm高の築堤を新設し、隣地への滲出を防止する計画であります。

ここも、「農業委員会の協議事項」とあります中で、「本件申請は恒久転用であるが、」という箇所は消していただければと思えます。

ここで、申請書を受理する段階で、恒久転用、一時転用ということがなぜ問題になったのか、ということについて少し詳しく申し上げます。資材置場は農地以外でも使用できる等代替性があり、他目的使用、第三者への転貸、資産保有のための便法として申請される可能性があることから、慎重に審査するものとされております。特に、申請者の事業との関連性、既存の資材置場等の面積

	<p>及びその利用状況、資材置場を必要とする理由の具体的根拠、現在の事業所との位置関係、申請地の具体的利用計画等を慎重に審査した上、既存施設の利用状況、事業経歴書等から持続性が認められるものについては恒久転用を認める一方、新規事業に伴う場合や既存施設からみて規模過大な場合等には、いったん一時転用の上、その更新時に利用状況を確認の上、恒久転用を認めるのが相当であるとされています。</p> <p>今回は申請人双方において、この指針の趣旨をご理解いただき、まずは3年間の一時転用許可を求めると補正をされたものであります。これを認めるべきか、慎重審議をお願いするものであります。</p> <p>ご説明は以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。この申請は先日、現地調査を行い、確認すべき点がありましたので、本日は申請者と代理人を呼んでおります。事務局が案内する間、暫時休憩とします。</p>
議 長	<p>申請者と代理人が入りましたので、休憩前に戻り会議を再開いたします。本日は長時間お待たせいたしました、申し訳ありません。本日はお越しいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>まずは自己紹介をお願いいたします。まず地主さんから。</p>
地主 1	<p>●●でございます。よろしくお願いいたします。</p>
地主 2	<p>よろしくお願いいたします。</p>
借受人	<p>●●●●●株式会社、常務取締役の●●●●と申します。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、代理人もどうぞ。</p>
鈴木均氏	<p>代理人になっております、鈴木均です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これからこの4号についての審議をしてまいります、とりあえず質問のある方、挙手をお願いします。1番、植草守委員、よろしくお願いいたします。</p>
植草委員	<p>今日はお忙しいところ、ありがとうございます。●●●●さんにお伺いしたいのですが、袖ヶ浦5丁目の借用を終了して借りる場所を探していたと思いま</p>

	<p>すが、今回の転用しようとする土地しか見つからなかったのか、また他にどう いう所を探したのか。そしてですね、御社のある●●周辺や千葉市の方では探 さなかったのか、それについてお聞かせねがたいのですが、よろしくお願 いします。</p>
借受人	<p>お答えいたします。弊社におきましては、今回の土地の近隣に従来借りて いた倉庫がありまして、それは弊社の社長の昔から付き合いがある方で、そこを 賃貸で借りていたのですけれども、相続の関係でちょっと借りられなくなって しまいまして、そのあとも、もちろんあの、本社が●●にありますので、それ ぞれお付き合いがある銀行や知人の不動産屋等々を探していたのですけれど も、なかなかいい場所が見つからなくてですね、そんな中で今回の土地がやっ と、何もしなかったわけではなくずっと探していた中で見つけれられた土地でし て、それが元々借りていた土地からも近かったもので、いいかなあというこ ろで今回の話になった、という形ですね。</p>
植草委員	<p>●●周辺では考えていなかったのですか。</p>
借受人	<p>いえ、考えていました。●●周辺でも探していたのですけれども、かなか いい条件の土地が見つからなくて、弊社のお付き合いがある銀行ないしは、何 行かお付き合いがあるのですけれども、そこでも探してもらったのですけれど も、条件の合う土地が見つからなくてですね。今回の所は立地の良さという ところがありまして、元々借りていた土地から近いということもありまして、条 件も近いものがありましたのでよろしいかなあというところでございます。</p>
議 長	<p>植草委員、それでよろしいですか。</p>
植草委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>次に質問のある方。はい、三代川彦博委員。</p>
三代川彦博 委員	<p>地権者の●●さんにお答えいただきたいのですが、先日の現地調査にご協力 いただきありがとうございます。現地調査の際にも聞いたと思うのですけれど も、どうしても現地調査ということで、ですね。今回の●●●●さんとの資材 置場の件なのですけれども、我々あのいろいろと、私も6年目で、何件かこう いった事案も見たのですけれども、それと過去のことも事務局に調べてもらっ て、やっぱり県の指針の方でも資材置場、そして駐車場のための転用は充分審 議するという部分があります。それはやはり、過去の部分では我々農業委員も</p>

	<p>いろいろ教訓があったということで、反省するところもたくさんあったというところですが、なおさら今回は、鷺沼は昨年、区画整理の準備会が設立したので、そういったことを勧告すると、少し慎重にさせてもらっているというのが正直なところですよ。</p> <p>今回は資材置場ということなのですが、ちょうど●●さんの土地の隣に、このあいだ現地調査も行いましたが、建売分譲というか、建売業者が整地をして、たしか去年かおとしぐらいに審議した気がするのですがすけれども、そちらの、そういう方法は考えられなかったのでしょうか。</p>
地主 2	売却、っていう意味ですか。
三代川彦博 委員	はい。
地主 2	売却は、来なかったです。道の分だけ、1.8、あそこを5メートルにするからその分だけ売ってくれないかという話が最初ありました。あとはないです。道を広げるから、許可が取れないから、幅1.8メートルのずっと長く、そこを坪17万で売ってくださいというお話はありました。でもそれから、何か、いろいろな許可が取れないということで、道を広げるのに…。だからアパートとかいろいろ、そっちの方を買い取ってやるという話をちょっと…。それでまあ、なくなるということになってしまったのですけれども。
三代川彦博 委員	ご自分の方からそういった…。
地主 2	売却はしません。
三代川彦博 委員	売却ということは考えていなかった、と。
地主 2	はい。全然ないです。
三代川彦博 委員	それでまあ、今回の資材置場というお話があったということなのですね。
地主 2	はい。

三代川彦博 委員	はい、ありがとうございます。あと、今まで皆さんもいろいろと、お仕事をされているということで、また農業後継者がいないということは、どこのお宅でも困っていることでしょうかけれども、現実にも、まあ拝見すれば畑の状況はおおよそわかるのですが、実際この間、どのような形であの土地を活用されてきたのでしょうか。
地主 2	家庭菜園みたいなことをやっていたけど。
三代川彦博 委員	それはどういう形で。契約というか。
地主 2	全然ないです、そんなことは。
地主 1	耕作を手伝ってもらっている、という感じです…。
三代川彦博 委員	ああ、耕作を手伝ってもらう、と。
地主 1	はい。
三代川彦博 委員	じゃあ、形としては、メインは鈴木さんで、使っている人たちが、まあ他の人たちに、一緒に少し手伝ってということで…。
地主 2	そうです。
三代川彦博 委員	わかりました。あと、今回は10年間の契約ということですが、その10年間で終わったらどのような形、まあ活用ということになりますが…。どういうことを考えておられるのかな、と思ひまして。まずは10年間ということになっているので…。
鈴木均氏	よろしいですか。
地主 2	わからないので…。
鈴木均氏	ちょっと私から補足ですけれど。申請書類ご覧いただければわかるのですが、昨日、3年の一時転用に変更して申請しようということで事務局さんの方と打ち合わせを重ねてきまして、先週の現地調査でもさまざまご意見があり

	<p>ましたので、そういった形で出し直しをしていますので、ひとまず3年間の一時転用という形で、出し直しになっています。なのでちょっと、面食らっておられると思いますが、この3年を終ったらどうするのか、と読み替えて答えさせればいいでしょうか。</p>
三代川彦博 委員	はい。
地主2	わからないので…。
事務局	賃借権の設定も3年ということで、よろしいのですか。
鈴木均氏	賃借権の設定も3年ということで申請しています。
三代川彦博 委員	いま、そういうお話が出ましたので契約の方も3年ということですが、そうすると区画整理とのからみがどのようになるのかなという所もありますけれども、どっちが早いかわからないのですけれども、その後の活用ということももし決っているならば、おうかがいしたいと思います。
地主1	3年経過しましたら、また恒久で申請をしたいと考えております。
三代川彦博 委員	そのまま継続ということで。わかりました。ありがとうございます。
鈴木均氏	すみません。
議 長	補足説明、はいどうぞ。
鈴木均氏	恒久転用で申請したいという考えは当初ありましたので、3年という時点で手続きを踏んで恒久転用したいなというふうに考えてはいますけれども、その後、基本的に自己使用の必要性がなければそのまま、資材置場で貸したいという考えのようですので、そのようにご理解いただければと思います。そしてまた、当然、周辺の変動があるかも知れませんが、その場合には考え直さなければいけないかも知れませんが、そういう考え方です。
議 長	三代川彦博委員、その他何か、だいじょうぶですか。

三代川彦博 委員	はい。
議 長	他に何か、質問があれば。はい、伊藤委員。どうぞ。
伊藤委員	代理人の方にお伺いします。賃貸借契約の中にですね、地主は正当事由がないと解除できない、となっておりますけれども、「正当事由」とは具体的にはどういうふうなものなのでしょうかね。
議 長	はいどうぞ。
鈴木均氏	今回のこの案件は建物を建てる賃貸借ではありませんので、借地借家法の適用はありませんけれども、基本的に借地借家法に準ずる考え方になるのかなと考えています。ですから、自己使用であるとか、また今回、都市計画の話が出ていますので、都市計画に伴って使用が継続できないという可能性があると思いますので、そういったことがこの場合の正当事由になってくるのかなと思っています。あとは地主で自己使用するということですから、この家に子供3人いますので、3人のうち誰かが例えば、結婚するので家を建てたいといった可能性がゼロではない。ですから、そういう場合には協議の上、補償の問題とかあると思いますが、それは当事者間の問題なので話し合いで解決して、契約解除する可能性はあるという、そういう考えです。
伊藤委員	そういう中で、ですね、12条をちょっと見ると、地主は正当事由がないと解除できない、と。借地人については正当事由がなくても解除できる、ということなのかなとも思うのですが、この辺はどうなのですか。
鈴木均氏	もう一度、すみません。質問をお願いします。
伊藤委員	この地主はですね、正当事由がないと解除できない。
鈴木均氏	はい。
伊藤委員	借地人からは正当事由がなくても解除できる、とも考えられるような文言があるのですけれども…。
鈴木均氏	最新の契約書はお手元に行っておりますでしょうか。最初の契約書案は最終的に、20日の日に差し替えをしておりますけれども、事務局さん、これきち

	<p>んと、皆さんのお手元の資料、それになってますか。ああ、すみません。それでは最初、差し替えたものを読み上げさせていただきますけれども。</p> <p>「本契約は期間内に解除することはできない。但し、甲から」、貸主ですね、「借地借家法の正当事由が充たされる条件での解除の申し入れがあり、甲乙の協議が整った場合のみ解除することができるものとする」という条項に差し替えしております。これであれば、皆さんのご懸念の部分が打ち消されているのかな、というふうに考えて、双方合意しておりますので。</p>
伊藤委員	それと16条には違約解除という、この辺はどうなのですか。
鈴木均氏	ああそこ（笑）。これはあの、例えばですけれども賃料を滞ったとか、借主さんにとって大変失礼なんですけれども、というような、あとは用法違反ですね。これは資材置場としてお貸しをするという形になっておりますので、例えばですけれどもコンテナハウスみたいな物を持ち込まれたという、そういった用法違反がある場合には、いきなり解除できるという、そういう考え方になるということでございます。それから、借主側からの解除というものは、貸主が破産宣告したとかですね、そういうその、信用を喪失しているとか、あとはその、双方の信頼関係が壊れた場合、そういった場合に限定されるのかなというふうに思っております。
伊藤委員	もう一点ですけれども、転用しますと地目がおそらく「雑種地」になると思うのですが、3年で恒久にやるということですが、万一やらなかった場合には原状に戻す、ということですね。そういうような形でいいですね？ 要は、農地にまた戻す、と。
鈴木均氏	3年後に再度、農地転用するか、しないか、ということですね。
伊藤委員	しなかった場合は、農地に戻すと…。
鈴木均氏	そういう規定になっておりますので、その規定に従って、処理していくという考え方になると思います。
伊藤委員	で、現場ですね、娘さんに家を建てるかも知れない、という話もありましたよね。その時は、どういうふうに手続きしますか？
鈴木均氏	その場合には、ですね。この契約をいったん解除することになりますので、この12条の「正当事由」に当るのかと思いますが、解除して、そして調整区

	<p>域ですから開発行為をかけて、建物の建設が可能な状態にして、それでも一度、農地転用をお願いして、今度は建物の建築という形での農地転用をお願いして、許可をいただいて初めて建設が可能になる、という考え方で、と思います。</p>
伊藤委員	<p>あともう一点ですけれども、工事で多少、砂利を敷くというようなことをうかがいましたけれども、工事の費用は誰持ちなんですか。</p>
鈴木均氏	<p>これは当初から課題になっているのですが、借主持ちです。</p>
伊藤委員	<p>借主持ち。</p>
鈴木均氏	<p>はい。</p>
伊藤委員	<p>借主持ちだと、仮登記をします？</p>
鈴木均氏	<p>仮登記？</p>
伊藤委員	<p>仮登記しない？</p>
鈴木均氏	<p>いや、仮登記しないですね。</p>
伊藤委員	<p>そういった場合は、大変ですよ。</p>
鈴木均氏	<p>それはかなり、拘束力がありますので。あの、ですから借主サイドにかかる費用と言うか、リスクはそこだけだと思います。最初は初期投資がありますので、それを回収できるぐらいは使っていたいよね、ということは当然あると思うわけですね。そういったことも、当初、恒久転用でお願いした理由の一つではあったんです。あの、例えばですが、1年でどいてくれと言うと、今度はまあ3年間ということを設定していますけれども、この一時転用が1年で、本当に次、明け渡ししなければいけないということになると、2百何十万とかという費用がかかると思いますので、それを借主サイドが回収できない前に終わってしまうという可能性もありますので、そういったことも考えて、出来れば、当初、恒久転用でお願いできないか、というお話をしていたということです。</p>
伊藤委員	<p>追加、追加で申し訳ないですが、あともう一点。この間、砂利を敷くという</p>

	話ですよね。普通の砂利ですよ、という話ですけども、まさか●●の「砂利もどき」は使わないですよ。
鈴木均氏	すみません、「●●の砂利」って何ですか。
伊藤委員	「砂利もどき」。
借受人	スラグを固めたやつ。
鈴木均氏	そこは専門の方で…。
借受人	そういうものを敷くつもりはないので、お答えします。
伊藤委員	と言いますのはね、周りは畑ですから、あれアルカリが強いから水で流れて畑が枯れちゃうんですよ。復元できなくなりますから。
借受人	そこに配慮して、ということであれば、それでやらせていただきますので。うちとしては、置場を借りられればそれでいいので、条件があればそれに従ってやっていこうと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	伊藤さん、よろしいですか。
事務局	ちょっと事務局から、申し上げたいと思います。
議 長	はい、どうぞ。
事務局	今、娘さんの家が建つかも知れないというお話がありましたけれども、その場合は今もお話でしたが、今回のこの、資材置場の転用をそのままにして、それで家を建ててしまうということは出来ませんので。いっぺんこちらは許可が取り消しになって、娘さんの家についての宅地としての転用が必要になると、この点をちょっと確認させていただきたいと思います。
鈴木均氏	はい。
議 長	はい。事務局、ありがとうございました。先ほど鈴木均さんから、同じような発言が若干ありましたので、これでよろしいと思いますね。はい、わかりました。他に、何か質問があれば。はい、村山茂男

<p>村山委員</p>	<p>委員、どうぞ。</p> <p>●●●●さんにお伺いしますけれども、今回借りる場所ですね。そこまでの、搬入・搬出のいわゆるルートですが、2つのルートが考えられると思います。●●●●から入る道と、●●●の所から入る道。まずこの2つのルートが考えられるのですが、●●●●●はいわゆる、入ってきて農用地の中の道を入れていきますよね。その道は結構狭くて、交差はできない、というような状況にあります。一方、●●●の方は、住宅地までやはり狭い。住宅地の所から多少広がるのですが、いずれにしても狭い道路で、トラブルが予想されるということも考えられるのですが、搬入・搬出の際にどのような車を使うのか。その頻度とか。で、住宅のところを通るとやはり、町会の了解とか、そういうこともあろうかと思うのですが、その辺のところはどうされるのか…。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。●●さん、どうぞ。</p>
<p>借受人</p>	<p>ご近所に関してなんですけれども、現場での作業開始前と作業終了後のことなので、1日あたりそうですね、3回から4回は行くことになると思うのですが、その搬入作業に関しては、基本的にはその2トン車、それとまあ、キャラバン、ハイエースみたいな、ああいう車で、そうですね、大きい車で行くことになると思うのですが、どっちにしても、普段から公共工事、また民間工事もさせていただいてまして、近隣の方には説明会等を催してやりますので、もちろんお借りすることができたら、まずは住民説明会ではないですが、ご迷惑をかけるようになるお宅には訪問させていただいて、説明をさせていただいて、車両が通りますけれども、と。また頻度に関しましても、今ご説明しているようなことをご説明して、理解をいただいというようなことで、かつ、社員の方には徹底して、迷惑をかけないように徹底していこうかなと考えているところですが、そう言ったとしても何か問題が起こることがあると思いますので、会社として誠心誠意、対応させていただきたいなと思っております。その際には担当を設けまして、連絡先も通知しますので、そこにかけていただくように。絶対に何も無いとは言えないので、何かあったときには、そこで対処できるようにしていきたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>村山委員</p>	<p>そのようにお願いしたいと思います。</p>
<p>借受人</p>	<p>はい、わかりました。</p>

議 長	他に関連して、何か質問あるでしょうか。はいどうぞ。江口委員どうぞ。
江口委員	地主さんにお伺いしたいのですけれども、他に農地はお持ちですか。
地主 1	はい。
江口委員	普通に耕作をなさっている農地ですか。
地主 1	はい。
江口委員	その耕作をしている農地は、ご自宅から、今回申請されている土地とどちらがお近いのですか。
地主 1	今、申請している土地の方が近いです。
江口委員	ご自宅からは申請地の方が近いのですか。近くの方が耕作するのに便利なのかなあというふうにも思うのですが。お近くを手放してしまうというのは…。手放すというか、今回申請なさった理由というのを、ちょっとお聞かせいただけますか。
地主 1	ご覧のとおりあの、私が退職してからだいぶ経つわけですけれども、ああいうふうに荒れましてですね、どうしようもないような状態になっておまして…。まあ、収入のこともありますので今回の件を申請するようになったんですけれども…。
江口委員	で、お近くの方が耕作をするには便利かなと思ったのですが。
地主 1	いえ。便利なんですけれども、現場を見ていただいたと思うのですけれども、あのような状況になっちゃいまして…。
江口委員	何年ほど、今回の申請地は手入れをなさっていない状態なのですか。
地主 1	私は会社に勤めていましたので、義理の父が亡くなってからああいう感じになってしまいましたが、20年ぐらいになるのでしょうか。それとも一つ、畑が上の方にあるのですけれども、離れていると言ってもそんなに離れてはい

	<p>ないんですよ。まあ、今の畑よりは離れているということですが。歩いて、あの畑から5分もすれば着きますか。</p>
江口委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>はい。江口委員、ありがとうございました。他に関連して、何かこういうのを聞きたいなということはありませんか。よろしいですか。</p>
事務局	<p>ちょっと●●さんにお伺いしたいのですが、先程の村山委員の関連なんですが、当然許可相当となった場合ですけれども、安全面には充分確保していただくという中で、先程近隣の方に文書を配布すると、まあ担当者名前を入れてということだったんですけれども、当然、土地については看板か何かを設置して、会社名・住所・電話番号等を付した看板みたいなものを設置するんですよね。土地管理者として。</p>
借受人	<p>どこの誰かということがわかるように、設置するようにします。</p>
事務局	<p>そうですね。お願いします。</p>
借受人	<p>何かこうの方がいいというような、うちの方も至らないところがあると思いますので、そこはぜひ、もし指摘があればそれに伴って対処していきたいなと。</p>
事務局	<p>誰が見ても、連絡先がわかるような状態にしておいていただきたいと思いません。</p>
借受人	<p>そのようにしていきたいと思っております。</p>
議長	<p>はい。事務局、質問ありがとうございました。他に、いいですか。ないようですので、採決を行います。その間、申請者におかれましては、いったん退席願います。ありがとうございました。暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>休憩前に戻り、会議を再開します。議案第4号の採決に入ります。 議案第4号 農地法第5条の規定による一時転用許可申請について。これを許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 賛成多数を持ちまして、議案第4号は許可相当と認め、許可権者で</p>

議 長	<p>ある千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。</p> <p>次に、この結果について申請者に申し伝えますので、事務局は案内して下さい。その間、暫時休憩とします。</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開します。審議の結果、許可相当となりました。今後、千葉県知事に対して意見書を附して進達をします。但し、今回の申請目的は遵守して下さい。3年間、農業委員会としても遵守されているかどうか、確認をさせていただきますので、宜しくお願いします。</p>
鈴木均氏	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>本日は、ご出席いただき有難うございました。どうぞ、ご退席ください。事務局は、案内して下さい。その間、暫時休憩とします。</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開します。</p> <p>議案第5号、習志野市農業委員会事務局規定の一部を改正する訓令の制定について。事務局の朗読と説明を求めます</p>
事務局	<p>はい。これから読み上げますので、お手元の新旧対照表を目で追いながら、そのようになるかどうか、チェックしていただければと思います。</p> <p>議案第5号、習志野市農業委員会事務局規程（昭和40年農業委員会規程第1号）の一部を改正する訓令の制定について。次の改正文（案）のとおり習志野市農業委員会事務局規程の一部を改正したく、審議を求め。令和2年3月5日提出</p> <p>（案）習志野市農業委員会訓令第1号</p> <p>習志野市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令</p> <p>習志野市農業委員会事務局規程（昭和40年農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項中「習志野市職員定数条例」の次に「(昭和38年条例第2号)」を加える。</p> <p>第7条第2号中「保管」を「管守」に改め、同条第6号中「農地等対価徴収」を「農地等の利用の最適化の推進」に改め、同条第7号中「農政一般」を「農業一般に関する調査及び情報の提供」に改め、同条第8号中「農業振興」を「法人化その他農業経営の合理化」に改め、同条第9号中「作製」を「作成」に改め、同条第12号中「農地法」の次に「(昭和27年法律第229号)及び農</p>

	<p>業経営基盤強化推進法（昭和55年法律第65号）」を加え、同条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を削り、第20号を第18号とし、第21号を第19号とする。</p> <p>第9条第2項中「習志野市決裁規程」の次に「(昭和41年訓令第1号)」を加える。</p> <p>第12条第2項中「公印」の次に「の管守者」を加え、「が管守する」を「とする」に改め、同条第3項中「習志野市公印規程」を「習志野市公印及び電子署名規程」に改める。</p> <p>附則、この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました、質問のある方は挙手願います。ありませんか？</p> <p>ないようですので、議案第5号の採決に入ります。</p> <p>議案第5号、習志野市農業委員会事務局規定の一部を改正する訓令の制定について。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第5号は承認されましたので事務局は速やかに手続きをお願いします。</p> <p>続きまして、議案第6号、習志野市都市計画審議会委員の推薦について。事務局より、議案朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号、習志野市都市計画審議会委員の推薦について。令和2年2月17日付け都計第299号により、習志野市長から農業委員会会長あてに、習志野市都市計画審議会の委員の任期が令和2年3月31日をもって満了するため、農業委員会より1名の委員の推薦依頼があったので委員の選出を求める。令和2年3月5日提出。選出人数1名。委員の任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局、説明ご苦労様でした。</p> <p>皆さん忙しいことは承知していますが、農業委員になったからには農地の行く末に係わるることについて、委員の皆さんに経験して頂きたいと思います。</p> <p>自薦・他薦はありませんか？</p>
三代川彦博	<p>植草委員にお願いしたいと思いますが如何でしょうか？（「賛成」の声あり）</p>

委員	
議長	<p>推薦の声が上がりました。植草委員、是非とも、お願いしたいと思いますが、宜しいでしょうか？（「わかりました」との声あり）</p> <p>ご了解いただき、有難うございました。</p> <p>それでは、議案第6号について植草委員にお願いすることで賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第6号は承認されました。事務局は、市長に対し承認の旨、回答してください。</p> <p>続きまして議案第7号、習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について。事務局より、議案朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号、習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について。</p> <p>令和2年2月17日付け産振第1933号にて、習志野市長より農業委員会会長あてに、習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が令和2年3月31日をもって満了するため、農業委員会より2名の委員の推薦依頼があったので委員の選出を求める。令和2年3月5日提出。選出人数2名、任期 2年間。期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局ご苦労様でした。自薦・他薦はありませんか？</p>
事務局	<p>事務局として提案をさせていただきます。今後、鷺沼の区画整理に伴い、農用地の解除等が検討されることから現在、鷺沼で耕作している飯生職務代理と村山委員のお二人に受けていただきたいと思いますが、如何でしょうか？（「賛成」の声あり）</p>
議長	<p>ただ今の事務局の提案について、意見はありませんか？ 議長としても、現時点で、耕作している人の意見を反映させることが一番大事だと思うので、お二方、ぜひお願いします。（「わかりました」との声あり）</p> <p>ご了解いただき、有難うございました。それでは、議案第7号について飯生職務代理と村山委員のお二人を推薦することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第7号は承認されました。事務局は市</p>

	<p>長に対し、承認の旨、回答してください。</p> <p>続きまして議案第8号、習志野市農業再生協議会委員の推薦について。事務局より、議案朗読と説明をお願いします。</p> <p>議案第8号、習志野市農業再生協議会委員の推薦について。</p> <p>令和2年2月18日付け習志野市再生協議会第2号にて、習志野市農業再生協議会会長より農業委員会会長あてに、習志野市農業再生協議会委員の任期が令和2年3月31日をもって満了となることから、農業委員会より5名の委員の推薦依頼がありましたので委員の選出を求める。令和2年3月5日提出。</p> <p>農業再生協議会の目的。認定農業者の育成と支援、新規就農者の育成、耕作放棄地の解消等に取り組むことを目的とし、習志野市農業再生協議会を置く。選出人数5名。任期 2年間。期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局、説明ご苦労様でした。</p> <p>忙しいのは皆一緒です。何度も言っていて恐縮ですが、農業委員になったからには、農地に係わることについて、委員の皆さんに経験して頂きたいと思います。自薦・他薦はありませんか？ 事務局意見はありませんか？</p>
	<p>事務局</p> <p>農業再生協議会の目的からすると、農業委員会会長、指導農業士、後継者、都計審の経験者、行政経験者の方々をお願いすることで、様々な観点から、対応できるのではないかと思います。（「賛成」の声あり）</p> <p>飯生良委員、葛城芳一委員、三代川和彦委員、織戸淳也委員、そして廣瀬博会長の5名で、宜しくお願い致します。（「わかりました」との声あり）</p>
議 長	<p>ただいま、飯生良委員、葛城芳一委員、三代川和彦委員、織戸淳也委員、そして私、廣瀬博を推薦する案が提案されました。他にご意見はありませんか。</p> <p>それでは、議案第8号について、提案に賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第8号は承認されました。事務局は、市長に対し承認の旨、回答してください。</p> <p>続いて、報告事項にまいります。</p>

	<p>報告第1号の、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知について、報告第2号の、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知について、の2件について、これは事前に確認していただいておりますが、質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいですか。この件について、質問が無ければ報告事項を終了し、本日の総会はこれにて閉会します。</p> <p>この後は、その他事項について、事務局より説明がありますので、進行は事務局願います。</p>
--	---